

マイナー作物農薬登録対策について

- 1 平成14年12月の農薬取締法改正により、農薬を適用作物以外の農作物等に使用することが罰則をもって禁止されたところである。一方マイナー作物については、使用可能な農薬が限られることからその生産に懸念が生じている。
- 2 このため
マイナー作物への農薬登録が進むよう農作物の形状、利用部位などから類似性の高い作物をグループ化し、グループごとに農薬登録ができる仕組みを導入するとともに、
当面の経過措置として、法施行後（15年3月）2年程度、マイナー作物等について農林水産大臣が承認した場合には、当分の間農薬が使用できる仕組みを設けたところである。
- 3 また、この経過措置の期間中に、農薬登録に必要な作物残留性等のデータを都道府県等において整備し、これらのデータに基づき適用拡大が促進されるよう
都道府県、地域ブロック、中央の各段階において「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、各県が相互に連携して、適用拡大に必要なデータの作成を効果的に行うための調整を行うとともに
農林水産省において都道府県が実施するマイナー作物の作物残留試験等への助成を行うこととしているところである。
- 4 今後、農薬のマイナー作物への適用拡大が円滑に進みその生産に支障が生じることがないように、こうした取組の一層の推進を図ってまいりたい。

マイナ - 作物対策について

